

2. 保育施設の入所手続き

1 入所手続きの流れ

① 申込受付

・受付期間：令和7年10月15日（水）～21日（火）

受付日	東側区域在住の方	西側区域在住の方
10月15日（水）	○	
10月16日（木）	○	
10月17日（金）		○
10月18日（土）	○	○
10月19日（日）	受付はありません	
10月20日（月）		○
10月21日（火）	○	○

混雑緩和のため、お住まいの区域別の受付日でのお申し込みにご協力をお願いします。
指定日以外でも受付は可能です。

・受付時間：午前8時30分～午前11時30分、午後1時00分～午後5時00分

・受付場所：桶川市役所 保育課(2階)

郵送の場合、**令和7年10月21日(火)消印有効** ※書類不備があった場合、申請を受け付けられません。

◆注意◆

- ・入所決定は先着順ではありません。
- ・利用調整(選考)における年齢は、入所希望年度の4月1日時点の満年齢となります。
- ・申込後に申請内容に変更が生じた場合は、必ず保育課へ追加書類を提出してください。
受付期間後の変更については1次選考には反映させることはできません。

《郵送の注意点》

- ・**10月21日(火)までの消印有効**。以降の日付の申込は2次受付になります。
- ・書類に不備がある場合、申請は受け付けられません。窓口受付期間に書類一式を再提出してください。
- ・受領証の発行が必要な場合、切手貼付済のはがきを同封してください。
- ・郵便事故等による未着の責任は負いかねます。配達が確認できる簡易書留等の利用を推奨します。

② 教育・保育給付認定通知の交付

保育の必要な理由・保育の必要量等の認定にかかる申請内容を調査し、認定者に通知します。

発送予定：令和8年1月下旬

③ 利用調整結果の送付

提出された書類により、市が保育の必要性を審査し、桶川市保育施設入所基準調査表をもとに利用調整(選考)を行います。児童の保育を必要とする度合いの高い方から利用の内定を行います。申込み順ではありません。

- ・入所が内定した方には、「利用調整結果通知書」に“利用可能”と明記して送付します。
- ・入所ができない方には、「利用調整結果通知書」に“利用不可”と明記して送付します。

発送予定：令和8年1月下旬

2 内定の方・待機の方

内定の方【利用可能】

④ 面接

内定した保育施設で児童と一緒に面接を受けていただきます。(公立保育所は令和8年1月下旬～2月上旬を予定)詳細は利用調整結果通知書の同封書類にてご案内いたします。

※面接の結果、集団保育に適さないと判断された場合には、利用内定が取り消しになることがあります。

⑤ 入所決定

面接の結果を踏まえ利用承諾通知書を送付します。【発送予定】 令和8年2月中旬

⑥ 入所説明会

内定した保育施設にて持ち物等についての説明をします。

⑦ 利用者負担額(保育料)決定

利用者負担額決定通知を送付します。

【発送予定】 令和8年4月上旬

待機の方【利用不可】

受付をした申込書等は令和9年3月31日まで有効です。毎月利用調整を改めて行いますので、入所が可能になりましたら再度通知いたします。

※利用不可の利用調整結果通知書の送付は初回のみとなり、毎月は送付しません。再発行が必要な場合は希望月の前々月11日から前月10日までの間にお電話ください。

※次の場合は、入所選考にかかわりますので、必ず保育課へ早急に連絡ください。

ア 世帯員に変更があるとき、 イ 就労状況が変わるとき、 ウ 市外へ転出するとき、
エ 申込みを取り下げたいとき、 オ 希望保育所を変更したいとき

※令和7年度4月から、保育所等に入れなかったことを理由とする育児休業給付金の支給対象期間延長の手続きには、育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書、市区町村に保育所等の利用申し込みを行ったときの申込書の写し(全てのページ)、市区町村が発行する利用ができない旨の通知(入所保留通知書、入所不承諾通知書等)が必要となりました。(厚生労働省ホームページ抜粋)

詳細については、下記の厚生労働省ホームページをご確認ください。



厚生労働省ホームページ